

平成29年3月28日

映画倫理委員会
委員長 大木 圭之介
一般財団法人 映画倫理機構
代表理事 濱田 純一

「映倫」の一般財団法人化についてのお知らせ

「映倫（映画倫理委員会）」はこれまで任意団体として業務を行ってまいりましたが、平成29年4月1日より業務を新たに設立した「一般財団法人 映画倫理機構」に移管いたします。

「映倫」は言論・表現の自由を擁護し、青少年の健全な育成を図ることを目的として我が国の映画界が自主的に設立した機関です。昭和24年に任意団体の映画倫理規程管理委員会（旧映倫）として発足し、その後昭和32年に第三者機関の映倫管理委員会（新映倫）となり、平成21年には映画倫理委員会に名称を変更し活動してまいりました。

このたび、わが国の映画産業界の更なる発展および「映倫」の使命遂行体制の抜本的強化を図るため、平成29年3月末をもって任意団体である「映倫（映画倫理委員会）」を発展的に解散し、60余年に亘り継続してきたその事業を承継するとともに安定的かつ恒常的な運営を実現するという目的のもと、新たに法人格を備えた「一般財団法人 映画倫理機構」を設立し4月1日より業務を移管いたします。映画倫理委員会を同機構内に設置し、これまで同様に審査・レイティングを行います。

これまでの映画倫理委員会の委員長・大木圭之介は、任期満了により3月31日を持って退任し、一般財団法人 映画倫理機構の代表理事及び映画倫理委員会委員長には濱田純一（東京大学名誉教授）が就任致します。

「映倫」は映画が観客や社会に与える影響の大きさを自覚し、法や社会倫理に反し、とりわけ未成年者の観覧につき問題を生じうる映画については社会通念と映画倫理諸規程に従って、自主的に審査を行っています。また映画製作者が外部からの干渉を排除して自由に製作できる環境を作るとともに、観客の見る自由を保障し、さらに、次世代を担う未成年者がその成長に際し対応を誤る

ことのないよう配慮してまいります。

なお、一般財団法人 映画倫理機構の所在地、連絡先、および審査方法などはこれまでの映画倫理委員会と同様です。

新法人の名称：一般財団法人 映画倫理機構

所 在 地：東京都中央区銀座3-9-18 東銀座ビル2階

電 話 番 号：03(3541)2717

FAX 番 号：03(3541)2719

この件についての問い合わせ先：

映画倫理委員会 事務局長 石川知春

(4/1以降は映画倫理機構 専務理事・事務局長 石川知春)